

# 県南・県西地域の首都圏機能の集積は 首都機能の一部を担う観点で 施策を推進

議員(自県欠) 都心から四十から六十キロ圏にある県南・県西地域は首都圏の一翼を担うとの視点で考えるべき。基盤整備、首都機能の部分移転、関係都県との連携等を図り、県南・県西地域の経済成長をもたらすことが、茨城全体の発展に寄与することになると考えるが、所見を伺う。

どの整備によりますます一体感が強まると考えられ、



整備が進むTX沿線(みらい平駅前)

首都機能の一部を担うとの観点も加味しながら各種施策の推進に努めていく。

議員 政府の「経済成長戦略大綱」では、人口減少社会における経済成長の鍵として、中小企業の活性化がある。地域間競争が激化するなか、中小企業の競争力強化、疲弊する商店街の活性化などの、中小商工業振興に対する考え方と具体的な取り組み方針を伺う。

知事 本県企業の大部分を占める中小商工業の振興は、本県経済の活性化を図るうえで大変重要と考える。「茨

城産業活性化に関する指針」により、経営基盤の強化や創業促進、人材育成、商店街の活性化など中小商工業の振興に関する施策を総合的に展開する。

## 公社事業の着手判断に対する評価は より慎重な判断必要だった

議員(民清欠) 住宅供給公社及び土地開発公社の巨額の債務超過の原因となった事業に着手した県・公社の判断に対する評価、保有土地の処分及び売れ残った場合の処理とその責任の所在を明確にすべきでは。

知事 時代背景や地元要望等やむを得なかった面もあるが、結果を考えればより慎重な判断が必要ではなかったかと思う。民間との共同事業や業務用地での処分等を着実に進め、売れ残らないよう、計画に遅れがある時は原因分析のうえ対処

し、改革工程表の達成に向け県・公社一体で取り組む。議員 地球温暖化防止対策に取り組む事業所として登録する「茨城エコ事業所登録制度」の早急な浸透には、事業所側の利点をさらに明確にする必要がある。他県例のように企業等が互いにチェックする簡易型環境マネジメントの仕組みも参考となるが、事業者等の地球温暖化防止の徹底への取り組みについての所見を伺う。

知事 温室効果ガス排出抑制について事業者への説明

会を開催している。エコ事業所登録制度のPRにも努め、事業者の意見を得ながら登録事業所が環境に配慮するよう発展させたい。

議員 県北地域の活性化は産業の再生、なかでもものづくり企業の活性化が鍵である。大学や公的機関の余裕施設の有効利用など産学官連携による人材育成や起業支援、企業間の橋渡し等、地域の産業資源を活かした活性化について伺う。

知事 産学連携の積極的推進のため大学の機能や施設



住宅供給公社の分譲中団地(水戸市)

の活用を検討するほか、国の「首都圏北部ネットワーク支援活動」の対象地域として広域ネットワークを構築し、企業の研究開発や受注拡大につなげ、競争力強化と地域の活性化を図る。(ほかに、医療施策の充実、障害者への支援、子育て世代の支援対策なども質問)

# 県北振興室を設置した知事の思いは 地域発展に向けた 強い思いのもとに設置

議員(自民) 県内の南北格

差など県北地域の活力は低下する一方だが、こうした中で知事は県北振興室をどのような思いで設置したのかその意気込みを伺う。



移転新築予定の高萩駅前交番

知事 企業誘致による働く場の確保や観光産業の振興、さらに中小企業や農林水産業の活性化により地域の発

展を図らなければいけないとの強い思いのもとに、県北地域の振興に取り組むための組織として設置した。議員 現在、仮庁舎である高萩駅前交番が高萩駅に隣接して移転新築されるがその進捗状況は。また、交番の外観は景観に配慮したものにすべきと考えるが。

## コイ養殖業再開に向けた取り組みは 耐性コイ作出技術を 平成十九年度内に確立

議員(自民) コイヘルペスウイルス病の発生により休業状態にある霞ヶ浦・北浦のコイ養殖業の再開に向けた取り組みについて伺う。

農林水産部長 耐性コイの作出技術開発について十九年度内の確立を目指す。また、流通対策は十九年度に加熱加工品等での一部出荷の環境を整え、活魚の流通も二十年度以降試験出荷を経て本格出荷を目指す。

議員 国道五十一号潮来バイパスが昨年度一部事業化されたが、その進捗状況と今後の見通しを伺う。

土木部長 潮来市延方地区から小泉及び曲松地区に至る一二kmについては、現在国で詳細設計が行われている。今後、関係機関との調整を十一月を目途に進め、



耐性コイ作出試験の様子

## 代表質問(要旨)

## 一般質問(要旨)

### 県議会を傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください(傍聴席は300席で先着順です)。

また、手話通訳を希望される方は、傍聴を希望する日の一週間前までに、議会事務局へ申し込んでください。

なお、手話通訳の申し込み方法や本会議等の日程、委員会の傍聴の仕方など、詳細については知りたい方は、議会事務局議事課にお尋ねください。

お問い合わせ 電話 (029) 301-5634  
FAX (029) 301-5629